

## 水野損賠裁判控訴審不当判決に対する抗議声明

東京高等裁判所は9月30日、令和2年（ネ）第659号・損害賠償請求控訴事件について「本件控訴を棄却する」という不当判決を言い渡した。私たちはこの不当判決に対して、満腔の怒りをもって抗議するものである。

この裁判は、東京地区分会の水野良則さんが新幹線の車掌長の職務に就いていたとき、乗客に「アカンベー」をした同僚の車掌を叱責したことについて、会社が水野さんを日勤教育にしたうえでパワハラを繰り返し、「教育」終了後には出勤してもやることがないからと年休で休むことと、年休の最中には管理者に毎日電話連絡を入れることを強要し、その挙句に訓告処分発令と出向を命じ、水野さんを病気に追い込んだとことの不当性を訴えた裁判（水野裁判B）の控訴審である。

原審（東京地方裁判所）は、日勤教育中の水野さんに対する管理者の行為はパワハラではないとし、訓告処分発令や出向命令も正当だとし、他系統である整備会社への出向は協定に基づくもので、本人の同意は不要であるとした。控訴審の判断も、水野さんの行為について「悪質かつ程度の小さくない行為・就業規則上は懲戒解雇もありうる行為」ということを前提に、原審の判断を踏襲し会社の主張を全面的に認め、水野さんの主張については証拠能力がないとした。

ところで東京高裁は判決言い渡しに際して、法廷で判決の要旨を説明するという異例の対応を行った。このことは水野さんが日勤教育中のICレコーダーの録音を、勇気をもって証拠として明らかにしたという闘いの成果である。控訴審は原審を踏襲しつつも、ICレコーダーの録音については一定程度水野さんの主張を認めざるを得なかったのである。しかし東京高裁は、水野さんの行為について「悪質かつ程度の小さくない行為・就業規則上は懲戒解雇もありうる行為」との判断を維持しつつ、一方で処分は懲戒には当たらない訓告処分、処分発令まで就業制限もかけられなかったという事実について目をつむったのだ。

私たちはこの裁判を通じ、会社の水野さんに対するパワハラ行為の現実を明らかにしてきた。判決は不当であるが、会社が水野さんに対してパワハラ行為を行い病気に追い込んだ事実は消えないし、同様な行為を受けて泣き寝入りせざるを得なかった社員が多く存在することも事実である。私たちはJR東海の異常な労務管理を許さず、安心して働ける職場をつくるために奮闘するものである。

2020年10月1日

J R 東海労働組合 中央本部  
新幹線地方本部  
東京地区分会